

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

道路判定処分不存在確認請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

令和7年(2025年)6月30日 東京地方裁判所に訴えの提起

9月12日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、原告が、同人が共有持分を有する土地（以下「本件土地」という。）に隣接する通路部分（以下「本件通路部分」という。）に関し、建築基準法第42条第2項の規定に基づく指定を受けて道路とみなされる道（以下「2項道路」という。）に係る要件を満たさないと主張し、本件土地の一部に係る当該指定処分が存在しないことの確認を求めるものである。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 本件土地の一部について、建築基準法第42条第2項の規定に基づく被告の指定処分が存在しないことを確認する。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

本件通路部分が基準時（昭和25年11月23日）において幅員4メートル未満1.8メートル以上の道であるかが問題になるところ、当該基準時当時において本件通路部分の幅員が1.8メートル以上あったとは認められず、本件通路部分は2項道路であるとは認められない。